



— 平成 29 年度 準要保護児童生徒就学援助申請のお知らせ —

宮古島市では、経済的な理由でお子さんの就学に困っている世帯のうち、認定された世帯に給食費・学用品費等の一部を援助しています！

受付期間：平成 29 年 4 月 17 日(月)～5 月 31 日(水) ※ 土日祝祭日を除く

▶ 援助を受けることができる方

- ①宮古島市に住所があり、市内の小中学校に通う児童生徒が居る世帯で認定された方
  - ②上記以外で、転入学者又は災害・病気その他の事情等により認定された方
- ※ 援助期間は 1 年間なので、昨年認定された世帯も申請が必要です。  
 ※ 生活保護受給世帯の児童生徒は「要保護児童生徒（他制度の対象）」となるため申請することはできません。



▶ 申請時における注意事項

- ①収入の有無にかかわらず 18 歳以上の方全員の所得調査を行います。
- ②市民税・県民税・国保税の申告がお済みでない方は税務課又は各支所税務窓口で早急に申告して下さい。  
 ※ 6 月 1 日までに申告がされていない場合は「否認定」となる場合がございます。  
 ※ 平成 29 年 1 月 1 日現在、宮古島市に住民票がない方は、そのとき住民票があった所在地の市区町村の発行する所得証明書が必要になります。

▶ 申請時に必要なもの

- ①就学援助申請書（4 月初旬に各学校又は学校教育課で配布）
- ②住民票謄本（4 月 1 日以降に発行したもの。写しでも可）
- ③家賃証明（契約書又は最新の領収書の写し）※ 公営住宅の場合は、市・県の発行した平成 29 年度家賃決定通知書の写し

▼ 以下該当者のみ ▼

- ④所得証明書（平成 29 年 1 月 1 日現在、宮古島市に住民票がなかった方のみ）  
 ※ 申請受付期間後 6 月 30 日まで提出可能
- ⑤医師の診断書の写し（病気や怪我が理由で働いていない場合のみ）
- ⑥各種年金等を受給している場合は受給金額の明記された証明書の写し

▶ 就学援助の内容  
（平成 29 年度予定）

援助費目	対象学年	支給額	支給時期等	
学校給食費	全学年	実費	10・12・3月に 学校長を通して支給予定	
学用品費 （通学用品費含む）	小	1年生		年額 11,420 円
		2～6年生		年額 13,650 円
	中	1年生		年額 22,320 円
		2・3年生		年額 24,550 円
新入学児童生徒 学用品費	小 中	1年生		年額 20,470 円 年額 23,550 円
		校外活動費 （宿泊を伴うもの）	小	5年生
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	中	1年生	実費（限度額 6,010 円）	
		全学年	実費（限度額 1,550 円） 実費（限度額 2,240 円）	
医療費	全学年	医療券発行	実施後、医師の請求後	

※途中認定は、認定日より支給（但し、新入学児童生徒学用品費は当初申請者のみ）  
 ※ 認定された方には医療券を配布（学校病のみ治療対象） ■お問合せ：学校教育課 ☎ 77-4944

第 3 弾!! 経済対策給付金! 申請はお済みですか?



Check

4 月より給付金窓口が 4 階に移動しています!

- 申請期間：平成 29 年 3 月 6 日▶平成 29 年 7 月 31 日まで（※ 消印有効）
- 給付額：対象者一人につき 15,000 円（※ 口座振込を基本）
- 対象者：下記全てに該当し対象と思われる世帯には、3 月初旬に申請書を郵送しています。  
 ①平成 28 年 1 月 1 日時点で宮古島市に住民登録されている方。  
 ②平成 28 年度分市民税（均等割）が課税されない方。  
 ③上記市民税において課税者の扶養となっていない方。  
 ④生活保護を受けていない方。



問 福祉政策課 給付金窓口  
☎ 73-5450/73-5449

給付金をよそおった“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください!



ハートラちゃん

赤十字の活動にご支援を!!

～ 各世帯年間 500 円の協力金が赤十字活動の支えです ～

毎年のように大きな災害が頻発する昨今、昨年も熊本地震や台風 10 号による大雨災害など国内外で甚大な被害が発生しました。日本赤十字社は、災害救護活動や人道的活動を展開するとともに、人間のいのちと健康、尊厳を守る活動を実施しているところでございます。本年も宮古島市民の皆様には、赤十字の人道的事業をご理解とご協力をいただき、世界の平和と人類の福祉向上の一翼を担って下さいますようお願い申し上げます。



5 月 5 日(金)～5 月 11 日(木)は『児童福祉週間』  
市長からのメッセージ

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会をつくっていくことが重要であります。

国では、毎年、5 月 5 日の「こどもの日」から 1 週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

宮古島市でも、平成 29 年度全国統一標語「できること たくさんあるよ きみのてに」をテーマに、市役所の各支所で「こいのぼり掲揚式・児童絵画展」の各種催し物に取り組んでいます。

市民の皆様におかれましても、子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設け、子どもの健やかな成長、幸せについて考える意義深い週間であることを願っております。  
宮古島市長 下地敏彦

平成 29 年 1 月 22 日執行 宮古島市長選挙・宮古島市議会議員補欠選挙における当日有権者数と投票率の再訂正について

★当日有権者数	訂正前	訂正後
	43,340 人	43,272 人
★投票率		
(市長選)	訂正前 68.33%	訂正後 68.44%
(市議補欠選)	訂正前 68.24%	訂正後 68.34%

以上、左記のとおり訂正致します。

お問合せ：選挙管理委員会  
☎ 74-2215

